

プロジェクト **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目 **企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容及び本プロジェクトの範囲**

I. 本資料の目的

- 第 530 回企業会計基準委員会（2024 年 7 月 30 日開催）において、企業会計基準諮問会議から当委員会に対して、バーチャル PPA（電力購入契約：Power Purchase Agreement）の会計処理について、当委員会の新規テーマとして提言された。
- 上記の提言を受けて、第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、本件を当委員会の新規テーマとし、実務対応専門委員会で検討を行うことが了承された。
- また、第 531 回企業会計基準委員会において、本テーマの進め方については、基準諮問会議における、「現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定める。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、必要に応じて見直しを行う。」という提言を踏まえ、実務対応専門委員会におけるテーマ評価で提案した以下の範囲に限定した当面の取扱いに関する審議を行うこととされた。

現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計上の取扱いを検討する。

- 本資料は、バーチャル PPA の会計上の取扱いについて、以下を行うことを目的としている。
 - 企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容のご説明
 - 本プロジェクトの範囲のご説明

II. 企業会計基準諮問会議から受けた提言の内容

- 2023 年 11 月 22 日の企業会計基準諮問会議において日本公認会計士協会からなされた新規テーマの具体的な提案内容は、次のとおりである（詳細については別紙 1 参照のこと）。

バーチャル PPA の需要家の会計処理について以下を検討すること

- (1) 発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについて明確化する
- (2) 差金決済には非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」という二つの要素が含まれているため、両者を区分して会計処理すべきか、又は一体として会計処理すべきかを明確化する

6. 上記提案に対し企業会計基準諮問会議にて検討が行われた結果、第 530 回企業会計基準委員会において、バーチャル PPA の会計処理について検討することが当委員会の新規テーマとして提言された。基準諮問会議から受けた提言の内容は、次のとおりである。

バーチャル PPA の会計処理について検討することを、貴委員会の新規テーマとして提言いたします。

(提言の経緯)

1. 第 49 回基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）において、日本公認会計士協会より、環境意識の高まりとともに今後、取引の拡大が見込まれるバーチャル PPA（電力購入契約の一種）の会計処理の明確化が提案された。その提案を受けて、基準諮問会議は、貴委員会の実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼した。
2. 第 50 回基準諮問会議（2024 年 3 月 11 日開催）では、実務対応専門委員会において、優先度の高い論点に範囲を限定するアプローチ 1 と、範囲を限定せず国際的な整合性も考慮して検討を行うアプローチ 2 の 2 つのアプローチ¹が検討されたこと、及びそれを踏まえたテーマ評価が次のとおり報告された。

現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基

¹ 実務対応専門委員会で検討された 2 つのアプローチの具体的な内容は次のとおりである。

(1) アプローチ 1

現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計処理を検討する。

(2) アプローチ 2

国内の現行制度を前提とした取引のみならず、今後想定され得る取引や海外の取引など様々なケースに適用可能な会計上の取扱いを検討する。その際、国際的な整合性についても併せて検討することが考えられる。

づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計処理を検討するアプローチ 1 については、実務対応レベルの新規テーマとして取り上げる要件を満たしていると考えられる。

3. 基準諮問会議事務局では、その後、追加情報の収集及び分析を行い、調査の範囲で会計処理にさほど多様性はない点が明らかにされたことを除き、実務対応専門委員会のテーマ評価に追加する新たな情報はないと分析した。
4. こうした中、基準諮問会議では、本テーマの検討の進め方について実務対応専門委員会で検討されたそれぞれのアプローチを検討のタイミングの観点から次のように説明している。

(1) アプローチ 1

現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定める。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、必要に応じて見直しを行う。

(2) アプローチ 2

当面は着手しない。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、国際的な会計基準との整合性も考慮しつつ、会計処理の検討を行う。

5. 基準諮問会議では、これらの経緯を踏まえて実務対応専門委員会においてアプローチ 1 が実務対応レベルの新規テーマとして取り上げる要件を満たしているとの評価に基づいて審議を行った結果、貴委員会に新規テーマとして提言することとされた。

III. 本プロジェクトの範囲

第 531 回企業会計基準委員会で議論された対応方針

7. 第 531 回企業会計基準委員会において、本テーマの進め方については、基準諮問会議における、「現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定める。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、必要に応じて見直しを行う。」という提言を踏まえ、実務対応専門委員会におけるテーマ評価で提案した以下の範囲に限定した当面の取扱いに関する審議を行うことが提案され、特段異論は聞かれなかった。

現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計上の取扱いを検討する。

8. 次項以降では、第 531 回企業会計基準委員会における対応方針を踏まえ、本プロジェクトの範囲についての整理を行う。

本プロジェクトの範囲

（会計処理の対象者の範囲）

9. 第 531 回企業会計基準委員会における対応方針では、「需要家の観点から」会計上の取扱いを検討することとされている。そのため、需要家の取扱いを定めることとし、発電事業者の取扱いは定めないこととする。

（本プロジェクトの対象となる契約の範囲）

10. バーチャル PPA については明確な定義はないが、再生可能エネルギー電源の所有者である発電事業者（ディベロッパー、投資家等含む）と電力の購入者（需要家等）が、事前に合意した価格及び期間に基づき電力の取引を伴わずに非化石証書を移転する契約がバーチャル PPA と呼ばれることが多いと考えられる。ここで、第 531 回企業会計基準委員会における対応方針では、「現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等」を基礎することとされている。そのため、会計上の取扱いを検討するにあたっては、現在我が国において行われている一般的なバーチャル PPA の取引形態等から、本プロジェクトの対象となる契約の範囲についての整理を行うことが考えられる。
11. ここで、ASBJ 事務局が調査した範囲で我が国において行われている一般的なバーチャル PPA の取引は次のような特徴を有していると考えられる。
- (1) 発電事業者と需要家が相対でバーチャル PPA を締結する。
 - (2) 発電事業者は、契約の対象になる発電設備から生じた再生可能電力について、電力の取引を伴わずに非化石証書²を需要家に移転し、電力を卸電力市場で売却する。
 - (3) 需要家は、バーチャル PPA とは別に小売電気事業者と契約して通常の電力（再生可

²非化石証書については本資料第 13 項及び別紙 4 にて説明している。

能電力ではない) を調達し、発電事業者からは非化石証書を取得する。

- (4) 需要家としては、バーチャル PPA で取得した非化石証書と小売電気事業者から調達した通常の電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得ることができる。
- (5) 長期契約である³。
- (6) 支払条件については、変動価格である契約が一般的であるが、固定価格となる契約もある。

非化石証書の移転

12. 我が国において発電事業者と需要家が相対で契約を締結するバーチャル PPA では、非化石証書の移転により環境価値の移転が行われ、発電量に相当する量の非化石証書を発電事業者が発行し需要家に移転されることが一般的であるといわれている。
13. 非化石証書は、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則(平成 22 年経済産業省令第 43 号) 第 4 条第 1 項第 2 号で次のとおり定義されている。

エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するもの

14. 現在の我が国の制度上、需要家が非化石証書を転売することは想定されていないことから、需要家が取得した非化石証書は基本的に転売できないという性質があると考えられる⁴。そのため、需要家の観点からのバーチャル PPA は、一般的に次の特徴も満たすこととなると考えられる。

- (1) 需要家は非化石証書を転売目的ではなく、自己使用目的(別途調達する再生可能電力ではない電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したのと同じ

³ コーポレート PPA 全体の特徴として通常 15 年~20 年の長期契約となっているとされている。

自然エネルギー財団「コーポレート PPA 日本の最新動向 2024 年版」2 ページ

[コーポレート PPA の最新動向 \(2024 年度版\) \(renewable-ei.org\)](https://renewable-ei.org/)

⁴ 転売を可能とした場合、証書を実需以上に購入することによって小売電気事業者の利益操作が可能となってしまう税務上の懸念があることから転売できない仕組みとなっているとされている。

Biprogy 社(非 FIT 非化石電源に係る認定業務の国からの受託者)公表の FAQ No. 21 及び No. 22

HP: [非 FIT 非化石電源認定ポータルサイト | BIPROGY 株式会社](https://www.biprogy.com/solution/uploads/4_nonfit-ninteiQA.xlsx)

Q&A: https://www.biprogy.com/solution/uploads/4_nonfit-ninteiQA.xlsx

経済産業省自然エネルギー庁 非化石証書に取扱いに係る会計・税務上の取扱い PDF P2

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/020_07_0_0.pdf

効果を得る目的) で取得する。

- (2) 需要家は想定する自社の電力の消費量の範囲で非化石証書を購入する契約を締結する。

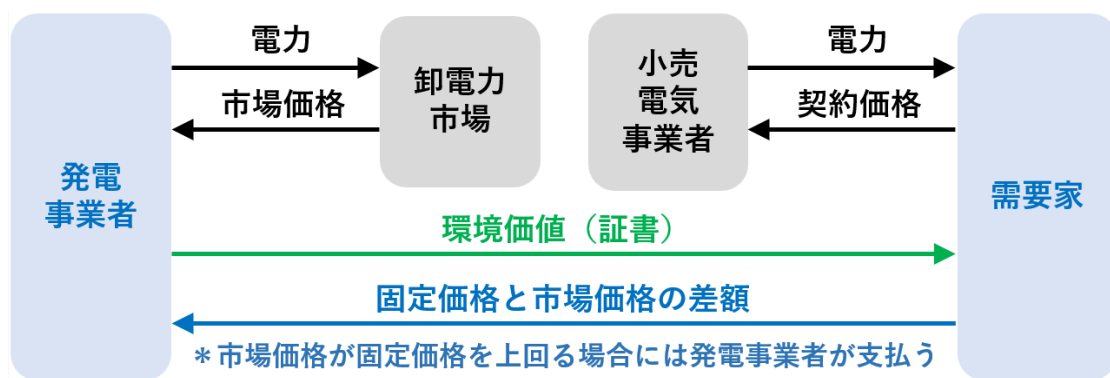
支払条件

15. 支払条件が変動価格である契約の場合は、次のような契約条件であることが一般的であるとされている。

- (1) PPA において固定価格 (PPA 契約単価) を設定し、PPA 契約価格と卸電力市場で決定される電力価格 (30 分単位の変動単価) との差額を発電事業者と需要家との間で精算する。

- (2) また、差金決済の基礎は、発電実績に応じて変動する「発電量」とする。

差金決済金額 = (固定価格 (PPA 契約単価) - 卸電力市場価格) × 発電量



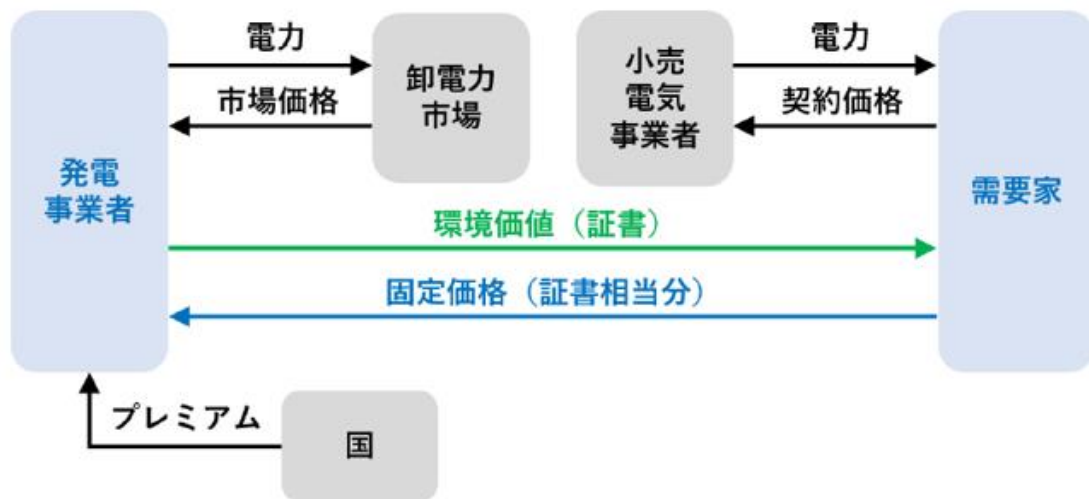
(出典：自然エネルギー財団「コーポレート PPA 日本の最新動向 2024 年版」12 ページ)

16. また、ASBJ 事務局が調査した範囲では、支払条件が固定価格となる契約もあるとされている。これは例えば、2022 年 4 月から導入されたフィードインプレミアム (FIP) 制度⁵を適用する場合に締結されるとされている。

⁵ 再生可能電力の発電事業者が卸市場などで売電したときに、その売電価格に対して一定のプレミアム (補助額) を上乗せする制度。補助金は、あらかじめ設定される基準価格と市場価格に連動して算定される参照価格の差額に、電気供給量を乗じて計算される。

経済産業省 資源エネルギー庁 HP

<https://www.enecho.meti.go.jp/about/special/johoteikyo/fip.html>



(出典：自然エネルギー財団「コーポレートPPA 日本の最新動向 2024年版」13ページ)

(事務局の整理)

17. 本資料第9項から前項までの整理を踏まえ、本プロジェクトの範囲を次のように整理することが考えられる。

(1) 本プロジェクトの対象とする契約は、発電事業者から需要家に電力の取引を伴わずに非化石証書を移転する契約のうち、以下の特徴を満たすものとする。

- ① 契約で指定された発電設備の発電量に相当する量の非化石証書が需要家へ移転する。
- ② 長期契約である。
- ③ 発電事業者と需要家の相対の契約である。

(2) 上記(1)の契約は、取引の対価が変動価格となる契約のほか固定価格となる契約も含む。

(3) 上記(1)の契約における需要家の取扱いを定める。

(4) 本プロジェクトの対象とする契約の範囲は、需要家による非化石証書の転売が想定されない取引であり、以下のいずれにも該当する場合とする。

- ① 需要家は非化石証書を転売目的ではなく、自己使用目的（別途調達する再生可能電力ではない電力を組み合わせることで、実質的に再生可能電力を調達したのと同じ効果を得る目的）で取得する。
- ② 需要家は想定する自社の電力の消費量の範囲で非化石証書を購入する契約を締

結する。

ディスカッション・ポイント

前項までの事務局の整理について、ご不明な点があればご質問を頂きたい。

以 上

別紙1：2023年11月22日の企業会計基準諮問会議において、日本公認会計士協会からなされた新規テーマの提案

(テーマ)

バーチャルPPAの会計処理について

(提案理由)

近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた動きを活発化させており、温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値⁶（以下「環境価値」という。）を対象とした取引が果たす役割の重要性が高まっている。なかでも、バーチャルPPA（Power Purchase Agreement）に基づく環境価値取引については、発電時にCO₂を排出しない電気が持つ「環境価値」のみが証書化された非化石証書を、実際の電力供給契約とは別に取引できる手段として広く利用され始めている。

バーチャルPPAにおいては、非化石証書を発電事業者から需要家に移転し、「発電量×（PPA契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格）」により計算される金額を発電事業者と需要家との間で決済する（以下「差金決済」という。）ことが一般的である。この差金決済という特徴に着目し、バーチャルPPAをデリバティブとして取り扱うべきか否かが論点となる。この点、国際財務報告基準、米国会計基準及び日本基準が定めるデリバティブの内容は同一ではないため、いずれの会計基準を採用するかによってデリバティブに該当するか否かの判断に相違が生じる可能性がある。日本基準のもとではバーチャルPPAをデリバティブとして会計処理すべきか否かについて、監査法人に多くの質問が寄せられているが、実務上、統一された見解は確立されていない。このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は2023年9月に会計制度委員会研究報告第17号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告－気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応－」（以下、「研究報告」という。）

(https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230921dfg.html)を公表したが、研究報告の取りまとめに当たり、草案を公開し、広く意見を募集したところ、10団体及び1個人から意見を受け取った。このうち、バーチャルPPAの会計処理については、監査法人、事業会社、業界団体及び財務諸表利用者から多くのコメントが寄せられており、バーチャルPPAの時価評価の要否に関する明確化に対する関心の高さが確認された。

今後、各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャルPPAを利用した環境価値取引がさらに拡大することが見込まれるが、バーチャルPPAの時価評価の要否が明確ではないことが、企業がバーチャルPPAに基づく環境価値取引を始める際の検討を進める

⁶ 環境省「カーボン・オフセットの取組活性化に向けた方策」

(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/conf04/03/mat02-2.pdf)

上での課題となっている場合がある。

また、研究報告の検討過程において、既にバーチャル PPA を導入した企業における会計処理方法を確認したところ、現状では、バーチャル PPA の取引規模に重要性が認められないことから、詳細な検討なしに、簡便的に時価評価をしない会計処理が採用されている場合があることが確認された。今後、バーチャル PPA に基づく環境価値取引が我が国において拡大し、重要性が認められるケースが増加することが予想されるが、このような場合にバーチャル PPA の会計処理について明確な定めがないと、会計処理に関する実務上のばらつきが拡大すると考えられる。特に、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱うか否かにより財務諸表に及ぼす影響は大きく異なるため、統一的な会計処理が確立されない場合、企業間の財務情報の比較可能性が大きく阻害される可能性がある。

このため、バーチャル PPA の会計処理を明確化することで、バーチャル PPA に基づく環境価値取引を促進するとともに、企業間の財務情報の比較可能性を担保し、もってサステナブルな社会の実現に貢献することが可能になると考え、提案させていただく。なお、バーチャル PPA に基づく環境価値取引が既に我が国においても拡大していることに鑑みると、早期の対応が望ましいと考えられる。このため、バーチャル PPA に範囲を限定した新たな実務対応報告を開発することにより、会計処理を早期に明確化することが考えられる。

(具体的内容)

バーチャル PPA の契約当事者は需要家及び発電事業者であるが、これらの当事者におけるバーチャル PPA の会計処理は必ずしも完全に一致しない可能性もあると考えられる。このため、需要家及び発電事業者の双方の会計処理を検討する場合には、一定の時間を要することが予想されるが、バーチャル PPA の会計処理に関しては早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家の会計処理のみをご検討いただくことを提案する。

また、前述のとおり、研究報告の草案に対してバーチャル PPA に関連するコメントが多く寄せられたが、その大半は、仮にデリバティブとして時価評価が必要となる場合に、時価の見積りの複雑性や、時価の変動が損益に及ぼす影響への懸念から、時価評価を不要とする見解を支持するものであった。したがって、本提案では、時価評価の要否に焦点を当てて会計処理を明確化いただくことを提案するが、この明確化に際しては以下の「①デリバティブの該非」及び「②会計処理を行う単位」に関する論点をご検討いただくことが必要であると考えられる。

① デリバティブの該非

会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 6 項(1)において、

デリバティブの特徴として、想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方（以下「想定元本等」という。）を有する契約であることが示されている。バーチャルPPAにおける差金決済の想定元本等に当たるものは「発電量」であるが、発電量は発電実績に応じて変動する契約となっていることが一般的である。このように、想定元本等である発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合であっても、想定元本等を有する契約として、デリバティブに該当することになるのか否かが明確ではない。したがって、新たな実務対応報告の開発に当たって、バーチャルPPAに関して、発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについて明確化することをご検討いただきたい。

② 会計処理を行う単位

差金決済における精算の基礎となる固定価格は、非化石証書の環境価値が加味されて決定されており、差金決済には非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」という二つの要素が含まれている。この点、両者を区分して会計処理すべきか、又は一体として会計処理すべきかが論点となるが、この点について明らかにする現行会計基準は存在しないと考えられる。本論点において一体として会計処理すべきと判断される場合には、仮に「①デリバティブの該非」の検討の結果、差金決済がデリバティブに該当したとしても、非化石証書の購入取引（非金融商品の購入取引）に組み込まれたデリバティブとして、時価評価が不要であると判断できる可能性があるため、新たな実務対応報告において明確化することをご検討いただきたい。

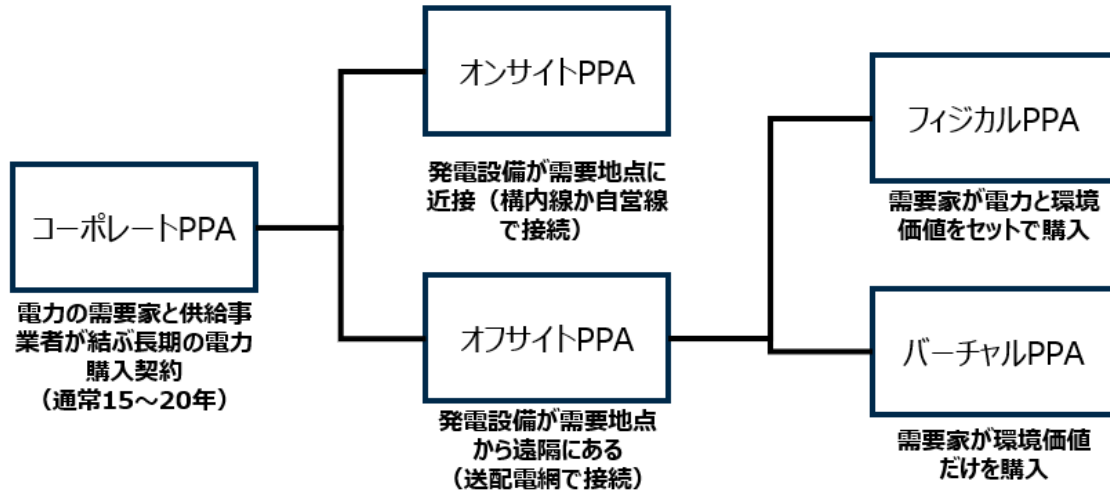
これらの検討の結果、例えば、非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」を区分処理する場合、非化石証書の「環境価値」をどのように会計処理すべきか、また、差金決済の時価評価が不要となった場合、財務諸表に及ぼす潜在的影響等に係る追加的開示を要求すべきか等が論点になると考えられる。しかし、バーチャルPPAの会計処理に関しては時価評価の要否を最優先とすべきと考えられるため、その他の詳細な会計処理又は追加的開示要否の検討については本提案に含めていない⁷。

⁷ 2023年7月のIASBスタッフペーパー（アジェンダ・ペーパー12A）においても、再エネ証書（RECs）の会計処理については、排出物価格設定メカニズムのプロジェクトで取り扱うことがより適切である可能性があるため、狭い範囲の基準設定の対象としないことが推奨されている（第46項参照）。

<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/july/iasb/ap12a-application-of-the->

別紙2：コーポレート PPA の全体図

1. コーポレート PPA の全体図は次のとおりとされている。



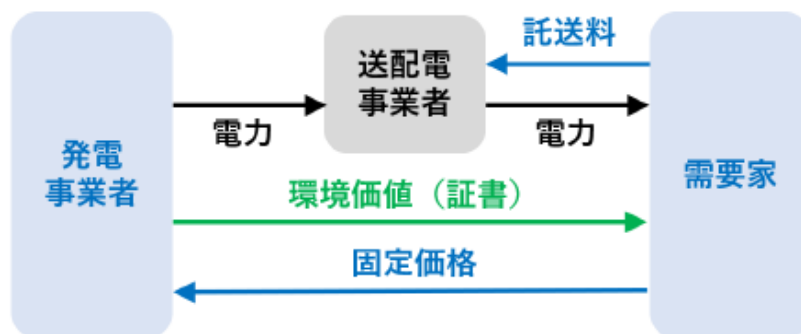
(出典：自然エネルギー財団「日本のコーポレート PPA 日本の最新動向 2024 年版」2 ページの一部を抜粋して加工)

以 上

別紙3：フィジカル PPA とバーチャル PPA

(フィジカル PPA の概要)

1. フィジカル PPA は、契約の対象になる発電設備から生じた再生可能電力を、送配電事業者の送配電ネットワーク経由で需要家に供給するものであり、電力と環境価値を一体のものとして、固定価格により需要家に販売する仕組みであるとされている。



(出典：自然エネルギー財団「日本のコーポレート PPA 契約形態、コスト、先進事例 2021 年 11 月」5 ページ)

(フィジカル PPA とバーチャル PPA の主な共通点及び相違点)

2. フィジカル PPA 及びバーチャル PPA の主な共通点及び相違点は、次のとおり説明されることが多い。

	Physical PPA	Virtual PPA
電力の取扱い	電力系統を介して購入者へ供給	購入者へ供給せず (市場や他の事業者へ売電)
環境価値の取扱い	電力とセットで購入者へ移転	電力と切り離して購入者へ移転
同時同量の担保	30分や1時間ごとの同時同量を担保する必要がある	30分や1時間ごとの同時同量を担保する必要はない
取引価格	固定価格 (一定期間ごとの見直し条項が含まれる場合もある)	契約価格と市場価格に基づく差金決済
契約期間	5年から20年程度	5年から20年程度
託送料金の取扱い	取引価格に追加的な託送料金の支払いが必要	取引価格に追加的な託送料金の支払いが不要 (現行契約の電気料金に含まれる)

(出典：環境省・みずほリサーチ&テクノロジーズ「オフサイトコーポレート PPA について」2021 年 3 月作成・2022 年 3 月更新版 6 ページ)

以上

別紙 4：非化石証書の種類⁸

1. 我が国における非化石証書は、FIT 非化石証書と非 FIT 非化石証書の 2 種類であり、それぞれ次の特徴がある。

FIT 非化石証書	非 FIT 非化石証書
<ul style="list-style-type: none"> • 市場取引を通じて流通される • 仲介事業者は非化石証書を転売することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> • 市場取引を通じた流通のほか、発電事業者との相対取引が可能 • 転売することは想定されていない

FIT 非化石証書は市場取引が前提となるため、バーチャル PPA で利用される非化石証書は非 FIT 非化石証書が一般的である。

以 上

⁸ 環境価値を証書として流通させる制度として非化石証書のほかに「グリーン電力証書」がある。

一般財団法人 日本品質保証機構 「グリーン電力証書の現状と今後」 PDF

https://www.renewable-ei.org/pdfdownload/activities/JQA_201110.pdf

グリーン電力証書は、再生可能エネルギーにより発電された環境付加価値を証書化したものであり、通常の電力と組み合わせることにより再生可能エネルギー由来の電気とみなすことができるため非化石証書と同様の効果をもたらすが、需要家は証書発行事業者への申請によりグリーン電力証書を取得するため、通常、発電事業者と需要家の相対取引を前提とするバーチャル PPA における環境価値の移転に使われることは想定されていないと考えられる。